



各 位

平成 21 年 7 月 8 日
株式会社 LDH

訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀 以下「当社」）が、法人 1 社・個人 1 名の投資家（以下「原告ら」）より提起されていた損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）について、本日付で、当社と原告らとの間で本件訴訟を解決する合意が成立いたしました。この合意により、当社は原告らに対し、本年 6 月 18 日に東京地方裁判所において言い渡された第一審判決の内容に従った賠償金を支払い、双方が控訴を取り下げることで同判決が確定し、両者間の一切の紛争が解決する運びとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から本件訴訟の解決に至るまでの経緯

当社および当社子会社の株式を取得した原告らは、当社の有価証券報告書の虚偽記載等により損害を被ったとして、旧証券取引法第 21 条の 2 および会社法第 350 条等に基づき、当社および旧経営陣らに対して、請求総額 約 1 億 5 千万円の損害賠償およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を、平成 18 年 7 月 21 日付で東京地方裁判所に提起し、同裁判所において係争しておりました。

本件訴訟については、同裁判所より、平成 21 年 6 月 18 日付で、当社および旧経営陣らに対して、総額金 6198 万 8682 円（1 株当たり損害額 200 円）ならびにこれに対する遅延損害金の支払いを命じる第一審判決の言い渡しがありましたが、当社、原告ら双方とも、同判決を不服として控訴を提起しておりました。

その後、当社と原告らとの協議の結果、当社が原告らに対し、第一審判決の内容に従った賠償金の支払いをすることを条件として、双方が控訴を取り下げて同判決を確定させ、当社と原告らとの本件訴訟を解決することで合意に至りました。

当社としては、第一審判決には不服な点はあるものの、損害額についての当社の主張の多くを採用し、原告らの請求額を大幅に減額した点は満足し得るものであることに加え、このまま訴訟が継続した場合の訴訟費用の負担や訴訟結果の不確実性等を総合的に考慮した結果、同判決を受け入れ、早期解決を図ることが最良の選択であると判断いたしました。

2. 確定する第一審判決の概要

当社は、法人1社・個人1名の投資家に対し、金6198万8682円及びこれに対する遅延損害金を支払う。

(※原告らの遅延損害金を除く請求総額 金1億5105万6802円)

3. 今後について

当社は、これまで、法人・個人の投資家より複数の損害賠償請求訴訟を提起され、平成21年1月28日付けで裁判上の和解が成立した株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの訴訟および本件訴訟を除いて、現在も係争中でございます(うち、本件訴訟を除く2件についても地裁判決が下されましたが、いずれも当事者双方が控訴しております)。これら係争中の訴訟については、今後とも法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。適宜、合理的な内容での和解による解決も模索していく所存です。

以上

— 本件に関するお問合せ先 —
株式会社 LDH
広報・IR グループ
電話: 03-5155-1011(直通)